

大阪市立大学大学院文学研究科紀要『人文研究』

投稿規定

1. 執筆資格者は、原則として大阪市立大学大学院文学研究科の専任教員・特任教員とする。共著の場合は、原則として筆頭執筆者が専任教員であること。なお、専任教員の推薦を受けた非常勤講師・UCRC 研究員・文学研究科後期博士課程大学院学生等の単独執筆を受けつけることがある。また、『人文研究』の論文として発表することが適当である場合、客員研究員の執筆を認めることがある。
2. 投稿原稿は、学術に関する未公開の研究論文、研究ノート、研究資料、翻訳、書評とする。なお、研究ノートは、研究論文に準じる萌芽的研究、調査・研究の予察的・中間的報告をいい、既存の研究成果の検討、研究史・研究動向・将来への展望等を記すものを含む。また、研究資料は、調査・記録・統計などに基づいた、資料的に価値のある情報であり、従来の学説の吟味検討や今後の研究展開に資することを目的とするものをいう。
3. 執筆希望者は、原稿のジャンル、題目、150 字程度の概要を記した書面を、編集委員長に提出する。UCRC 研究員・後期博士課程大学院生等が単独執筆を希望する場合は、指導教員（もしくは受入教員）と相談の上で申し込む。執筆申込みの締め切りは6 月末日とする。
4. 使用言語は、日本語・英語・ドイツ語・ロシア語・フランス語・中国語・朝鮮語のいずれかとする。
5. 原稿の分量は以下の通りとする。外国語原稿の場合も日本語原稿に相当する分量とする。
 - ・研究論文・研究ノート・研究資料および翻訳：24,000 字（注、図表を含む）。
 - ・書評：8,000 字。※詳細は執筆要領を参照すること。
6. 投稿に際しては、別途配布する「執筆要領」にしたがって作成し、委員会の定める締め切り日までに編集委員長に提出する。UCRC 研究員・後期博士課程大学院生等の単独執筆の場合は、指導教員（もしくは受入教員）の推薦状を添えなければならない。
7. 投稿に際して、掲載許可等を必要とする写真等については、執筆者の責任において許可等をえておくこと。
8. 原稿の採否は、レフェリー（複数）の審査にもとづき編集委員会が決定する。なお、採用原稿についても、訂正・修正を求めることがある。
9. 掲載論文等の著作権は著者に、編集著作権は文学研究科にそれぞれ帰属する。文学研究科の事業として、紀要掲載論文等を再編集した論文集などを刊行する場合は、投稿時点において著者の承諾をえているものとし、著作料は支払わない。
10. 掲載された論文等は、原則として電子化し、学術情報総合センター・ウェブサイト及び機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。ただし、執筆者が電子化・公開を希望しない場合は、当該論文等の電子化・公開を拒否することができる。

(2021 年 3 月改定)